

長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）抜粋

（補助金等の交付の決定）

第4条 知事等は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をする。

2 知事等は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

（補助金等の交付の条件）

第5条 知事等は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 補助事業等を行うため締結する契約に関すること。
- (2) 補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産の管理に関すること。
- (4) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事等の指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、すみやかに知事等に報告してその承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業等が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、すみやかに知事等に報告してその承認を受けるべきこと。
- (6) 前各号のほか、補助事業等又は間接補助事業等の遂行につき特に必要と認められる事項

（申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、知事等の定める期日までに、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

（状況報告）

第10条 知事等は、補助事業者等に対し、必要に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告させることがある。

（実績報告）

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第5条第1項第5号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に係る書類を添えて知事等に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画

を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の額の確定)

第 13 条 知事等は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定する。

2 第 6 条の規定は、前項の確定をした場合に準用する。

(財産の処分制限)

第 19 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認申請書を知事等に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で知事等が指定するもの

(3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事等が指示する財産

2 前項の規定は、次の各号の一に該当するときは適用しない。

(1) 補助事業者等が第 5 条第 2 項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を県に納付したとき。

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の承認をした場合に準用する。